

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和3年3月30日
【中間会計期間】	第16期中(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
【会社名】	株式会社リオフジワラカントリー
【英訳名】	RIO FUJIWARA COUNTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 横山卓幸
【本店の所在の場所】	名古屋市中区平和一丁目15番27号
【電話番号】	052-331-1192
【事務連絡者氏名】	代表取締役 横山卓幸
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区平和一丁目15番27号
【電話番号】	052-331-1192
【事務連絡者氏名】	管理部 山岡充利
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自 平成30年 7月1日 至 平成30年 12月31日	自 令和元年 7月1日 至 令和元年 12月31日	自 令和2年 7月1日 至 令和2年 12月31日	自 平成30年 7月1日 至 令和元年 6月30日	自 令和元年 7月1日 至 令和2年 6月30日
売上高 (千円)	229,707	229,669	212,609	494,051	415,146
経常利益又は経常損失 () (千円)	18,131	18,531	15,904	3,595	40,289
中間純利益又は中間(当期)純損失() (千円)	19,122	19,521	14,914	6,073	44,039
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	37,375	37,375	37,375	37,375	37,375
(普通株式)	(30,000)	(30,000)	(30,000)	(30,000)	(30,000)
(優先株式)	(7,375)	(7,375)	(7,375)	(7,375)	(7,375)
純資産額 (千円)	3,886,069	3,878,120	3,868,517	3,899,117	3,853,603
総資産額 (千円)	4,059,272	4,068,896	4,052,812	4,043,048	3,990,502
1株当たり純資産額 (円)	6,618.97	6,304.86	6,033.93	7,029.34	5,512.19
1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失 () (円)	637.41	699.89	497.15	227.04	1,492.56
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	200	-
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(200)	(-)
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	95.7	95.3	95.4	96.4	96.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	24,071	43,918	79,319	14,915	17,716
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,986	16,050	7,977	52,375	29,265
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,475	-	-	1,475
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	74,618	54,466	109,489	28,073	38,147
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	12 (15)	8 (21)	10 (15)	12 (15)	11 (15)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

4 第14期中、第14期、第15期中及び第15期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、1株当たり中間(当期)純損失が計上されており、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の親会社が営んでいる事業内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和2年12月31日現在

従業員数(名)	10 (15)
---------	------------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の当中間会計期間の平均雇用人数であります。
3. 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、セグメント情報ごとに記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。尚、労使関係は良好です。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界中で経済活動の停滞が続き、個人消費にも大きく影響し依然として先行き不透明な状況が続いております。当社におきましては、感染症対策として検温、消毒、マスクの着用など徹底して取り組んでおります。来場者数は18,960名（前年同期比94.4%）となり、売上高は212,609千円（前年同期比92.6%）となりました。営業費用は202,280千円（前年同期比80.0%）となり、この結果営業利益は10,328千円（前年同期は営業損失23,147千円）となりました。

また、当中間会計期間の経常利益は15,904千円（前年同期は経常損失18,531千円）となりました。

この結果、法人税、住民税及び事業税を差引いた中間純利益は14,914千円（前年同期は中間純損失19,521千円）となりました。

財政状態については、当中間会計期間末における総資産が4,052,812千円となり、前事業年度末に比べ62,309千円増加しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、109,489千円と前年同期と比べ55,022千円の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、得られた資金は79,319千円と前年同期と比べ35,400千円の増加となりました。これは主に税引前中間純利益によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、使用した資金は7,977千円と前年同期と比べ8,073千円の減少となりました。これは、固定資産取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。（前年同期は1,475千円の支出）

(生産、受注及び販売の状況)

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に代えて収容実績を記載しております。

(1) 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間					当中間会計期間				
	(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)					(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	182	8,478	11,612	20,090	110	184	8,442	10,518	18,960	103

(2) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
ゴルフ場	229,669	212,609

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針及び見積りにつきましては、十分検討して作成しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は319,445千円で、前事業年度末に比べ66,340千円増加しております。現金及び預金の増加が主な要因です。固定資産の残高は3,733,366千円で、前事業年度末に比べ4,031千円減少しております。有形固定資産の減少が主な要因です。

この結果、資産合計は4,052,812千円となり、前事業年度末に比べ62,309千円増加しております。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は85,693千円で、前事業年度末に比べ47,354千円増加しております。前受収益の増加が主な要因です。固定負債の残高は98,600千円で、退職給付引当金の増加により前事業年度末に比べ40千円増加しております。

この結果、負債合計は184,294千円となり、前事業年度末に比べ47,395千円増加しております。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は3,868,517千円で、前事業年度末に比べ14,914千円増加しております。繰越利益剰余金の増加によります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間は、来場者数は18,960名(前年同期比94.4%)となり、売上高は212,609千円(前年同期比92.6%)となりました。営業費用は202,280千円(前年同期比80.0%)となりました。

売上高は、入場者数の減少による売上減少などにより、前年同期と比較して17,059千円減少しました。営業費用は人件費、修繕費の減少などにより、前年同期と比較して50,536千円減少しました。

この結果、営業利益は10,328千円(前年同期は営業損失23,147千円)、経常利益は15,904千円(前年同期は経常損失18,531千円)、法人税、住民税及び事業税を差引いた中間純利益は14,914千円(前年同期は中間純損失19,521千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5)資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、設備の更新、食材の仕入、及びコース維持管理に伴う肥料や消耗品のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は現状、自己資金を基本としております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等を行なわれておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間の設備投資の総額は、8,000千円であり、その主なものは、送水配管布設替工事によるものであります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000
優先株式	8,000
計	88,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和2年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000	30,000	非上場	(注)1、3、4
優先株式	7,375	7,375	"	(注)2、3、4
計	37,375	37,375		

- (注) 1 普通株式の内容
株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
- 2 優先株式の内容
- (1) 普通株式に優先して、1株につき年100円を限度として利益配当(以後「優先配当金」という)を受けません。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部、又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額については優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
- イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときは、その定時総会の時から議決権を有します。
- ロ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときは、その定時総会終結の時から議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき50万円までは、普通株式の株主に優先して分配を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しません。
- 3 定款により下記の通り譲渡制限を行っています。
- 第11条 当社の発行する株式は、これをすべて譲渡制限株式とする。
- 2 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議による承認を要する。
- 4 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年12月31日		37,375		100,000		1,843,750

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和2年12月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社リオグループホールディングス	名古屋市中区平和1-15-27	32,474	86.89
東芝テック株式会社	名古屋市熱田区波寄町25-15	22	0.06
杉本食肉産業株式会社	名古屋市昭和区緑町2-20	15	0.04
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3-98	12	0.03
計	-	32,523	87.02

(注)上位4番目の大株主が多いため、記載を省略しております。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有 議決権数 (個)	令和2年12月31日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社リオグループホールディングス	名古屋市中区平和1-15-27	30,000	100.00
計		30,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 7,375		優先的配当を受ける権利を有する優先株式(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,000	30,000	株主として権利内容に制限の無い、標準となる株式(注)
発行済株式総数	37,375		
総株主の議決権		30,000	

(注) 株式の内容につきましては「1 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式(注)」に記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和2年7月1日から令和2年12月31日まで)の中間財務諸表について、松田公認会計士事務所により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年6月30日)	当中間会計期間 (令和2年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,147	109,489
売掛金	9,005	4,718
たな卸資産	8,119	7,211
短期貸付金	180,000	180,000
その他	17,833	18,026
流動資産合計	253,104	319,445
固定資産		
有形固定資産	¹ 186,072	¹ 182,091
投資その他の資産		
差入保証金	3,500,023	3,500,000
その他	51,301	51,274
投資その他の資産合計	3,551,324	3,551,274
固定資産合計	3,737,397	3,733,366
資産合計	3,990,502	4,052,812
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,511	1,514
未払金	25,819	25,122
未払法人税等	990	990
前受収益	-	46,127
賞与引当金	46	46
その他	² 9,972	² 11,892
流動負債合計	38,339	85,693
固定負債		
長期未払金	80,530	80,530
退職給付引当金	18,028	18,069
固定負債合計	98,559	98,600
負債合計	136,899	184,294
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,843,750	1,843,750
その他資本剰余金	2,033,425	2,033,425
資本剰余金合計	3,877,175	3,877,175
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	123,571	108,657
利益剰余金合計	123,571	108,657
株主資本合計	3,853,603	3,868,517
純資産合計	3,853,603	3,868,517
負債純資産合計	3,990,502	4,052,812

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
売上高	229,669	212,609
売上原価	13,616	8,403
売上総利益	216,052	204,205
販売費及び一般管理費	239,200	193,877
営業利益又は営業損失()	23,147	10,328
営業外収益	1 4,616	1 5,792
営業外費用	-	2 216
経常利益又は経常損失()	18,531	15,904
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	18,531	15,904
法人税、住民税及び事業税	990	990
法人税等合計	990	990
中間純利益又は中間純損失()	19,521	14,914

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	1,843,750	2,034,900	3,878,650	79,532	3,899,117	3,899,117
当中間期変動額							
剰余金(その他資本剰余金)の配当			1,475	1,475		1,475	1,475
中間純損失()					19,521	19,521	19,521
当中間期変動額合計			1,475	1,475	19,521	20,996	20,996
当中間期末残高	100,000	1,843,750	2,033,425	3,877,175	99,054	3,878,120	3,878,120

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	1,843,750	2,033,425	3,877,175	123,571	3,853,603	3,853,603
当中間期変動額							
剰余金(その他資本剰余金)の配当							
中間純利益					14,914	14,914	14,914
当中間期変動額合計					14,914	14,914	14,914
当中間期末残高	100,000	1,843,750	2,033,425	3,877,175	108,657	3,868,517	3,868,517

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	18,531	15,904
減価償却費	14,035	12,008
退職給付引当金の増減額(は減少)	302	40
受取利息及び受取配当金	3,478	2,350
売上債権の増減額(は増加)	93	4,286
たな卸資産の増減額(は増加)	457	907
仕入債務の増減額(は減少)	938	2
未払金の増減額(は減少)	10,200	696
前受収益の増減額(は減少)	47,506	46,127
その他	11,408	1,727
小計	41,430	77,959
利息及び配当金の受取額	3,478	2,350
法人税等の支払額	990	990
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,918	79,319
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,050	8,000
差入保証金の回収による収入	-	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,050	7,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,475	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,475	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,393	71,342
現金及び現金同等物の期首残高	28,073	38,147
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 54,466	1 109,489

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年、構築物 10~20年、車輛運搬具 4年、工具器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資としております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)
該当事項はありません。

(追加情報)
該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (令和2年6月30日)	当中間会計期間 (令和2年12月31日)
有形固定資産の 減価償却累計額	161,012千円	172,993千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
受取利息	3,478千円	2,350千円

2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
雑損失	- 千円	216千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
有形固定資産	14,008千円	11,981千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	30,000			30,000
優先株式(株)	7,375			7,375
合計(株)	37,375			37,375

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年9月26日 定時株主総会	優先株式	1,475千円	200円	令和元年6月30日	令和元年9月26日

(注) 配当金の総額の内訳は、第13期累積未払優先配当金737千円(1株当たり100円)、第14期優先配当金737千円(1株当たり100円)であります。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	30,000			30,000
優先株式(株)	7,375			7,375
合計(株)	37,375			37,375

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
現金及び預金勘定	54,466千円	109,489千円
現金及び現金同等物中間期末残高	54,466千円	109,489千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

・ 前事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 現金及び預金	38,147	38,147	
(2) 売掛金	9,005	9,005	
(3) 短期貸付金	180,000	180,000	
(4) 差入保証金	3,500,023	3,500,023	
(負債)			
(1) 買掛金	1,511	1,511	
(2) 未払金	25,819	25,819	
(3) 未払法人税等	990	990	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(資産)

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)差入保証金

差入保証金については、回収見込み額により時価を算定しております。

(負債)

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・ 当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年12月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 現金及び預金	109,489	109,489	
(2) 売掛金	4,718	4,718	
(3) 短期貸付金	180,000	180,000	
(4) 差入保証金	3,500,000	3,500,000	
(負債)			
(1) 買掛金	1,514	1,514	
(2) 未払金	25,122	25,122	
(3) 未払法人税等	990	990	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(資産)

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)差入保証金

差入保証金については、回収見込み額により時価を算定しております。

(負債)

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

当社は、ゴルフ場事業の単一のセグメントであるため記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

当社は、ゴルフ場事業の単一のセグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社の外部顧客への売上高はすべて本邦におけるものであります。

(2)有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略してお

ります。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社の外部顧客への売上高はすべて本邦におけるものであります。

(2)有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和2年6月30日)	当中間会計期間 (令和2年12月31日)
(1) 1株当たり純資産額	5,512円19銭	6,033円93銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	3,853,603	3,868,517
差額の主な内訳		
残余財産の優先分配額(千円)	3,687,500	3,687,500
優先株式の配当(千円)	737	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	165,365	181,017
普通株式の発行済株式数(株)	30,000	30,000
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	30,000	30,000

項目	前中間会計期間 (自 令和元年7月1日 至 令和元年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和2年7月1日 至 令和2年12月31日)
(2) 1株当たり中間純利益金額又は 1株当たり中間純損失金額()	699円89銭	497円15銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額()(千円)	19,521	14,914
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額又は 普通株式に係る中間純損失金額()(千円)	20,996	14,914
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000	30,000

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、1株当たり中間純損失が計上されており、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日) 令和2年9月30日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年3月19日

株式会社リオフジワラントリー
取締役会 御中

松田公認会計士事務所
愛知県 名古屋市

公認会計士 松田 茂樹

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リオフジワラントリーの令和2年7月1日から令和3年6月30日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和2年7月1日から令和2年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リオフジワラントリーの令和2年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和2年7月1日から令和2年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表

示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。